

新潟県条例第32号

新潟県手数料条例の一部を改正する条例

新潟県手数料条例（平成12年新潟県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

		改 正 後		改 正 前	
別表（第3条関係）					
(1)～(5)（略）					
(6) 土木部関係					
	対象となる事務	名称	区分	金額	
(略)					
40	<u>建築物のエネルギー消費性能向上に関する法律</u> （平成27年法律第53号）第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	(1) 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る他の建築物（ <u>建築物のエネルギー消費性能向上に関する法律</u> （平成27年法律第53号）第12条第1項又は第13条第2項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画に同法第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合における同項に規定する他の		(略)

				建築物をいう。40の3の項において同じ。)の場合ア～カ (略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
40の3	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> 第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	(略)	(略)	(略)
40の4	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> 施行規則(平成28年国土交通省	(略)	(略)	(略)

				他の建築物をいう。40の3の項において同じ。)の場合ア～カ (略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
40の3	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u> 第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	(略)	(略)	(略)
40の4	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u> 施行規則(平成28年国土交	(略)	(略)	(略)

<p>通省令第5号)第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能計画の軽微な変更に関する証明書の交付</p>	<p>41</p>	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>1件につき、次に掲げる額を合算した額（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項の規定による申出を行う場合にあつては、その額に建築確認等手数料額を加えた額） (1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分（以下「住宅部分」という。）については、次に掲げる額 ア 一戸建ての住宅の床面積（以下「戸建て住宅面積」という。）が200平方メートル未満のものについては、32,200円（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項の基</p>
<p>令第5号)第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付</p>	<p>41</p>	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>1件につき、次に掲げる額を合算した額（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項の規定による申出を行う場合にあつては、その額に建築確認等手数料額を加えた額） (1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分（以下「住宅部分」という。）については、次に掲げる額 ア 一戸建ての住宅の床面積（以下「戸建て住宅面積」という。）が200平方メートル未満のものについては、32,200円（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項の基</p>

	<p>標準に適合するかどうかの審査（以下この項及び42の項において「技術的審査」という。）を行わない場合にあつては、5,800円） イ～カ（略） (2) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分</u>（以下「非住宅部分」という。）で標準入力法等による基準（<u>基準省令第10条第1号ロ(1)の基準</u>をいう。42の項において同じ。）に適合するかどうかの審査を行うものについては、次に掲げる額 ア～キ（略） (3)（略）</p>	42	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請</u>	建築物エネルギー消費性能向上計画変更申請手数料	(略)	(2) その他の場合	<p>1件につき、次に掲げる額を合算した額（<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項</u>において準用する<u>同法第35条第2項</u>の規定による申出を行う場合）にあつては、その額に<u>建築確認等手数料額</u>を加えた額 (1)～(3)（略）</p>
	<p>に適合するかどうかの審査（以下この項及び42の項において「技術的審査」という。）を行わない場合にあつては、5,800円） イ～カ（略） (2) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分</u>（以下「非住宅部分」という。）で標準入力法等による基準（<u>基準省令第10条第1号ロ(1)の基準</u>をいう。42の項において同じ。）に適合するかどうかの審査を行うものについては、次に掲げる額 ア～キ（略） (3)（略）</p>	42	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請</u>	建築物エネルギー消費性能向上計画変更申請手数料	(略)	(2) その他の場合	<p>1件につき、次に掲げる額を合算した額（<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第2項</u>において準用する<u>同法第35条第2項</u>の規定による申出を行う場合）にあつては、その額に<u>建築確認等手数料額</u>を加えた額 (1)～(3)（略）</p>

43	<p>請に対する審査</p> <p><u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査</p>	<p>建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料</p>	<p>1件につき、次に掲げる額を合算した額</p> <p>(1) 住宅部分で性能基準（基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準をいう。）に適合するかどうかの審査を行うものについては、次に掲げる額</p> <p>ア 戸建て住宅面積が200平方メートル未満のものについては、32,200円（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号の基準に適合するかどうかの審査（以下この項において「技術的審査」という。）を行わない場合にあっては、5,800円）</p> <p>イ～カ（略）</p> <p>(2)～(4)（略）</p>	<p>43</p> <p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査</p> <p>建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料</p> <p>1件につき、次に掲げる額を合算した額</p> <p>(1) 住宅部分で性能基準（基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準をいう。）に適合するかどうかの審査を行うものについては、次に掲げる額</p> <p>ア 戸建て住宅面積が200平方メートル未満のものについては、32,200円（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号の基準に適合するかどうかの審査（以下この項において「技術的審査」という。）を行わない場合にあっては、5,800円）</p> <p>イ～カ（略）</p> <p>(2)～(4)（略）</p>
(6)の2～(9)（略）		(6)の2～(9)（略）		

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

